

災害対策部設置基準

1) 地震（津波）災害における警戒体制の区分、発令基準、職務基準、職務基準、出動人員

体制区分	発令基準	職務基準	出動区分	人員数
注意体制	1 整備局管内で震度4の地震が発生した場合 2 気象庁が整備局管内の地域に津波注意報を発表した場合 3 災害対策部長が必要と判断した場合	1 各種情報の収集 2 警戒体制に移る準備（体制要員に連絡） 3 各種情報及び状況を必要に応じて災害対策部長に報告	情報班	0 (1)
			支援班	0 (1)
			総務班	0 (1)
			計	0 (3)
警戒体制	1 整備局管内で震度5弱又は5強の地震が発生した場合（ただし、大阪市内の震度5強の地震は除く） 2 気象庁が整備局管内で津波警報を発表した場合 3 災害対策本部長の指示があった場合 4 災害対策部長が必要と判断した場合	1 各種情報の収集 2 非常体制に移る準備（体制要員に連絡） 3 各種情報及び状況を必要に応じて災害対策部長に報告 4 災害対策本部より支援指示があった場合は、支援に必要な要員・資機材を派遣 5 災害情報、災害応急復旧対策状況等について必要に応じて広報	副部長	0 (1)
			情報班	1 (2)
			支援班	1 (2)
			総務班	0 (1)
			調査・対策班	0 (1)
計	2 (7)			
非常体制	1 整備局管内で震度6弱以上の地震（ただし大阪市内にあっては震度5強以上の地震）が発生した場合 2 気象庁が整備局管内の地域で大津波警報を発表した場合 3 災害対策本部長の指示があった場合 4 災害対策部長が必要と判断した場合	1 各種情報の収集 2 各種情報及び状況を必要に応じて災害対策部長に報告 3 災害対策本部より支援指示があった場合は、支援に必要な要員・資機材を派遣 4 災害情報、災害応急復旧対策状況等について必要に応じて広報	全 員	
			（ただし、TEC-FORCE隊員は、本局応援対策本部からの指示に従い、代行者が代わりに実務を行う。また、近畿技術事務所に参集不可の場合は、最寄りの事務所等に参集し、安否等の連絡をとる。）	
解除	1 災害対策部長が、災害のおそれがなくなると判断した場合			

（注1）人員数欄の（）書きは必要に応じて出動することがある場合の出動人員である。

出動人員の割り当ては、各班においてローテーション（非常時は初動期12時間交代、その後8時間交代から通常勤務）を組み、いつでも出動できる準備をする。

（注2）警戒体制においても資機材派遣のみの場合は、対策部長の判断により注意体制に準ずる事が出来る。

災害対策部設置基準

2) 風水害、道路災害、雪害、大規模災害における体制の区分、発令基準、職務基準、出勤人員

体制区分	発令基準	職務基準	出勤区分	人員数
注意体制	1 本局の何れかの対策部が注意体制を発令し、対策部長が必要と判断した場合 2 災害対策本部長の指示があった場合。 3 災害対策部長が必要と判断した場合	1 各種情報の収集 2 警戒体制に移る準備（体制要員に連絡） 3 各種情報及び状況を必要に応じて災害対策部長に報告	情報班	0 (1)
			支援班	0 (1)
			総務班	0 (1)
	計	0 (3)		
警戒体制	1 災害対策本部が警戒体制を発令し、災害対策部長が必要と判断した場合 2 災害対策本部長の指示があった場合 3 災害対策部長が必要と判断した場合	1 各種情報の収集 2 非常体制に移る準備（体制要員に連絡） 3 各種情報及び状況を必要に応じて災害対策部長に報告 4 災害対策本部より支援指示があった場合は、支援に必要な要員・資機材を派遣 5 災害情報、災害応急復旧対策状況等について必要に応じて広報	副部長	0 (1)
			情報班	1 (2)
			支援班	1 (2)
			総務班	0 (1)
			調査・対策班	0 (1)
計	2 (7)			
非常体制	1 本局の何れかの対策部が非常体制を発令し、災害対策部長が必要と判断した場合 2 災害対策本部長の指示があった場合 3 災害対策部長が必要と判断した場合	1 各種情報の収集 2 各種情報及び状況を必要に応じて災害対策部長に報告 3 災害対策本部より支援指示があった場合は、支援に必要な要員・資機材を派遣 4 災害情報、災害応急復旧対策状況等について必要に応じて広報	全 員 (ただし、TEC-FORCE隊員は、本局応援対策本部からの指示に従い、代行者が代わりに実務を行う。また、近畿技術事務所に参集不可の場合は、最寄りの事務所等に参集し、安否等の連絡をとる。)	
解除	1 災害対策部長が、災害のおそれがなくなったと判断した場合			

(注1) 人員数欄の()書きは必要に応じて出勤することがある場合の出勤人員である。

出勤人員の割り当ては、各班においてローテーション(非常時は初動期12時間交代、その後8時間交代から通常勤務)を組み、いつでも出勤できる準備をする。

(注2) 警戒体制においても資機材派遣のみの場合は、対策部長の判断により注意体制に準ずる事が出来る。

災害対策部設置基準

3) 河川等水質事故災害における体制の区分、発令基準、職務基準、出動人員

体制区分	発令基準	職務基準	出動区分	人員数
注意体制	1 災害対策本部が注意体制を発令し、対策部長が必要と判断した場合 2 災害対策本部長の指示があった場合。 3 災害対策部長が必要と判断した場合	1 各種情報の収集 2 警戒体制に移る準備（体制要員に連絡） 3 各種情報及び状況を必要に応じて災害対策部長に報告	情報班	0 (1)
			調査・対策班	0 (1)
			総務班	0 (1)
	計	0 (3)		
警戒体制	1 災害対策本部が警戒体制を発令し、災害対策部長が必要と判断した場合 2 災害対策本部長の指示があった場合 3 災害対策部長が必要と判断した場合	1 各種情報の収集 2 非常体制に移る準備（体制要員に連絡） 3 各種情報及び状況を必要に応じて災害対策部長に報告 4 災害対策本部より支援指示があった場合は、支援に必要な要員・資機材を派遣 5 災害情報、災害応急復旧対策状況等について必要に応じて広報	副部長	0 (1)
			情報班	1 (2)
			支援班	0 (1)
			総務班	0 (1)
			調査・対策班	1 (2)
	計	2 (7)		
非常体制	1 災害対策本部が非常体制を発令し、災害対策部長が必要と判断した場合 2 災害対策本部長の指示があった場合 3 災害対策部長が必要と判断した場合	1 各種情報の収集 2 各種情報及び状況を必要に応じて災害対策部長に報告 3 災害対策本部より支援指示があった場合は、支援に必要な要員・資機材を派遣 4 災害情報、災害応急復旧対策状況等について必要に応じて広報	副部長	1 (1)
			情報班	1 (2)
			支援班	1 (2)
			総務班	1 (1)
	調査・対策班	2 (3)		
計	6 (9)			
解除	1 災害対策部長が、災害のおそれがなくなると判断した場合			

(注1) 人員数欄の()書きは必要に応じて出動することがある場合の出動人員である。

出動人員の割り当ては、各班においてローテーション（非常時は初動期12時間交代、その後8時間交代から通常勤務）を組み、いつでも出動できる準備をする。

(注2) 警戒体制においても資機材派遣のみの場合は、対策部長の判断により注意体制に準ずる事が出来る。